

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません)が、ひと月(月初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

上限額は、年齢や所得によって異なります。 70歳以上の方

≪70歳以上の方の上限額(2026年8月診療分から)≫

所得区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)	年間上限額
現役並み	年収 約1,160万円～	270,300+(医療費－901,000)×1%		1,680,000円
	年収 約770万円～約1,160万円	179,100+(医療費－597,000)×1%		1,110,000円
	年収 約370万円～約770万円	85,800+(医療費－286,000)×1%		530,000円
一般	～年収 約370万円	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円	530,000円 (※)
非 課 税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円	290,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯	8,000円	15,700円	180,000円

注1 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

注2 年間上限額は多数回該当に該当しない方が対象であり、月単位の「上限額」に到達しない方であっても、「年間上限額」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担分は償還払いとなる。(償還払い:費用の全額を一度支払ったあと、年間上限額を超えた分が払い戻される仕組み)

※ 「～年収 約200万円」区分に該当することが確認できた方は、年間上限額410,000円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなる

多数回該当

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担上限額が下がります。

≪70歳以上の方の場合(2026年8月以降の診療分)≫

所得区分		本来の負担の上限額		多数回該当
現役並み	年収 約1,160万円～の方	270,300+(医療費－901,000)×1%		140,100円
	年収 約770万～約1,160万円の方	179,100+(医療費－597,000)×1%		93,000円
	年収 約370万～約770万円の方	85,800+(医療費－286,000)×1%		44,400円
一般	～年収 約370万円の方	61,500円		44,400円
非 住 民 税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯の方	25,700円		24,600円

注 「Ⅰ 住民税非課税世帯」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

入院時食事療養費 (患者様負担額)

所得区分		1食当たり
現役並所得者 Ⅲ		550 円
現役並所得者 Ⅱ		
現役並所得者 Ⅰ		
一般		
Ⅱ 住民税 非課税世帯	過去1年間の入院期間が90日以内	270 円
	過去1年間の入院期間が90日超	220 円
Ⅰ 住民税非課税世帯		130 円

減額には申請が必要です
入院日数が90日を超える
ことが確認できる領収書の
持参が必要です

※指定難病又は小児慢性特定疾病の方は、1食当たり 330円